

令和7年度地域ブランド価値向上業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度地域ブランド価値向上業務

2 業務の目的

本業務は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」（以下「戦略」という。）、及び、令和5年8月に策定した戦略の新たな実施方針に基づき、広く県内外の人々を対象として、本県の地域ブランドであるコーポレートブランド（以下「CB」という。）「やまなし」と、「やまなし」のファミリーブランド・プロダクトブランドである地域資源・施策の価値・認知を相互に向上させ、これらを選択する行動を喚起することを目的として、以下の取り組みを進めるものである。

- ・ 本県が有する様々な地域資源や本県の施策に関するブランド情報を提供するオウンドメディアである「ハイクオリティやまなし」※（以下「現行サイト」という。）において、本県の地域資源・施策の魅力に関する良質な情報を分かりやすく発信すること。

※ URL <https://hq.pref.yamanashi.jp/>

- ・ 現行サイトを軸として、本県の地域資源・施策の魅力に関する良質な情報群への閲覧誘導を行うこと。
- ・ CB「やまなし」の認知度等を測る市場調査を行うこと。

上記の業務に際しては、県民や県内事業者に向けた情報発信を行うオウンドメディアとして県が別に運営する「やまなし in depth」※のコンセプトを踏まえ、より効果的な取り組みとなるようにすること。

※ URL <https://yamanashi.media/>

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務

（1）全般的事項

「やまなし地域プロモーション戦略」及びその実施方針を踏まえ、CB「やまなし」の価値向上に向けたブランディングとして、「現行サイトを基盤としたデジタルマーケティングとその効果の分析」、「本県が有する様々な地域資源や本県の施策に関して先進性・独自性を訴求するプロモーション」（以下「先進性・独自性訴求プロモーション」という。）、「地域ブランドの現状を正確に把握して施策に反映させるための市場調査」（以下「ブランド価値調査」という。）の3つを軸として、業務目的の達成に向けて取り組んでいく。業務の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

（2）委託業務の内容

ア 現行サイトを基盤としたデジタルマーケティングとその効果の分析

（ア）現行サイトの運営コンサルティング

現行サイトの運営について、本県のオウンドメディアとしての役割を果たし、業務目的を達成するために十分なものとするため、国内外のマーケットや各種デジタルメディアの動向及びその成功事例、現行サイトなどから得られた情報、県が実施する各種の施策（現行サイトにおいて情報発信の対象となりうるもの）の実施状況などを踏まえ、県に対して適時に必要な助言・提案を行う。

（イ）デジタルマーケティング及び現行サイト運用方針の策定

C B「やまなし」の価値・認知向上に向けた最適な現行サイト運用方針を策定する。この際、策定する運用方針は上記現行サイトの運営コンサルティング（「4（2）ア（ア）」）を踏まえたものとし、県の了解を得たうえで、次の先進性・独自性訴求プロモーション（「4（2）イ」）として実行する。

（ウ）効果測定

次の先進性・独自性訴求プロモーション（「4（2）イ」）の実施効果について測定し、分析レポートを提出する。

また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定のプロモーションに反映する。

イ 先進性・独自性訴求プロモーション

（ア）現行サイト投稿記事の制作（取材・編集等）・発信

現行サイトを本業務の目的を達成するために有効なコンテンツとすべく、文章と画像で構成された投稿記事を20本以上作成する（受託事業者の提案に応じて、県が認める場合には、動画コンテンツの作成・投稿も可とする）。

投稿記事は視聴者の興味を促す内容とするとともに、本業務の目的・主旨に沿った質の高いものとする。

（イ）プロモーションの内容と手法

① プロモーションの内容

上記「4（2）イ（ア）」で示す投稿記事の発信を中心として、本県の各種施策のほか、本県に関連する企業・団体等の活動や、そこで活躍するプレーヤー、提供されるモノやサービスに着目し、その先進性や独自性をブランド価値として県内外に広く発信するプロモーションを実施する。

この際、令和7年度に開催される「大阪・関西万博」において本県が出展を予定している「自治体参加催事」に関する記事を1本以上作成する。

上記のほか、具体的な投稿記事のテーマや内容は、県と協議のうえで決定する。

② プロモーションの手法

プロモーションは現行サイトの運用を中心としつつも、デジタルメディアとしての特性を十分に活かしたものとすべく、次に例示する手法を取り入れるなどし、業務目的の達成に向けた相乗効果を産み出していくこと。

- ・ 本件業務とは別に県が公式に運用するWEBサイトやSNSとの連携
- ・ 本件業務とは別に県が実施するブランドプロモーションとの連携

※ 県が実施するブランドプロモーションの情報については、業務実施段階において必要に応じ県から提供する。

- ・ 広告施策

(ウ) 特集ページの運用

現行サイトには、次の特集ページを置く。これらのサイトについては、別途県が制作したコンテンツを、現行サイト内に掲載するもの。本業務においては、特集ページ及びそのコンテンツの制作・運用にあたって必要となる支援（制作・運用にあたり必要となる情報の提供等）、制作されたコンテンツの投稿、アクセス情報の収集などを行うものとする。

- ・ 南山梨 Hello! Morning（令和6年度開設）
URL : https://hq.pref.yamanashi.jp/minamiyamanashi_special
- ・ 「やまなしのスイーツ」特集ページ（令和7年度開設予定）

ウ ブランド価値調査

国内外の一般消費者を対象として、本県の地域ブランドに対する認知度やイメージを計測するためのブランド価値調査として、以下の業務を行う。

(ア) 調査設計・実施

C B「やまなし」及びそれを構成する地域資源の認知度や抱かれているイメージを正確に把握することを目的として、以下の与件事項を踏まえたうえで、調査項目を設計し、調査を実施する。

○ 調査対象エリア

日本のほか、中国、香港、台湾、イギリスの5つの国・地域とする。

ただし、調査実行時点の状況により、県と受託事業者との協議のうえで対象国を変更する場合がある。

○ 調査項目数及びサンプル数

調査項目数は20問程度とし、サンプル数は国内500件から1,000件程度、国外は各国250件から500件程度とする。

この際、業務目的に照らして適切な課題を設定するとともに、過去のブランド価値調査の結果も踏まえ、経年の変化とともに現状が正確に把握できるよう調査設計すること。

ただし、経年の変化については、調査で実施している全ての調査項目について毎年計測することは必須とせず、隔年程度での把握ができれば良いものとする。

(イ) 結果分析

調査結果をわかりやすく整理し分析することに加えて、新たに見つかった課題や得られた示唆を明確に示したレポートを作成する。

レポートは、調査回答全体が把握できる詳細な情報を含むものと、要点をまとめた概要とを作成する。

エ その他事業を遂行するために必要な業務

本業務の実施目的、及び、上記「ア」から「ウ」を踏まえ、必要な業務を行う。

5 県への実施報告等

委託業務の遂行に際しては、原則として、県の担当者と毎月2回程度の打ち合わせを実施すること。なお、このほかにも、委託業務（「4（2）アからエ」）の着手時及び当該業務の着手後の任意の時期に、業務の実施方針及び進捗状況を確認するため、県の求めに応じて、県の担当者との打ち合わせを実施すること。

その打ち合わせにおいて、委託業務が本仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直しをさせることができることとする。

また、委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

6 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

7 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「地域ブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。